

鳥取県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針

1 目的

鳥取県後期高齢者医療広域連合は、住民のために、後期高齢者医療に関するサービスを提供しています。こうしたサービスは、中断することは許されず、継続的に行われていく必要があります。これらのサービスの基となるのは情報です。この情報は、紙文書と電子情報として厳重に管理されています。

これまでは、行政サービスといえば、紙を基本として行われてきました。しかしながら、情報化の進展に伴い電子情報の範囲が拡大しています。インターネットの普及に見られるように情報通信技術の発展は、行政サービスのあり方に大きな影響を与えています。

このような中で、インターネットの利用により、情報の改ざんや漏えいを目的とした不正アクセスやコンピュータの機能をまひさせるコンピュータウイルス等の発生で電子化による行政サービスが脅かされています。また、関係職員や委託業者等による意図しない操作、さらには、地震、落雷、火災等の自然災害による行政サービスの停止もきぐされます。

鳥取県後期高齢者医療広域連合は、これらの脅威から情報資源を守り、住民から信頼される後期高齢者医療制度を運営するため、総合的、体系的に情報セキュリティ対策を実施します。

2 情報セキュリティ対策

(1) 情報セキュリティ管理体制の整備

情報セキュリティの管理体制を整え、広域連合が保有するすべての情報資源に対する管理責任の所在を明らかにするとともに、管理責任者の義務及び責任を明確にします。

(2) 情報セキュリティ対策の規程の整備

広域連合が保有する情報資源を不正行為、災害等から守るため、組織的に取り組んで実効性のある仕組みを整備します。

(3) 情報セキュリティ対策の周知及び教育

情報セキュリティ対策の重要性を広域連合の職員に周知するため、教育及び研修を行います。

(4) 情報セキュリティ対策の評価及び見直し

情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に監査し、その実効性を評価します。また、必要に応じて情報セキュリティ対策を見直します。

(5) 法令の遵守

情報セキュリティ関連法令を守り、行政機関としての責任を果たします。

3 鳥取県後期高齢者医療広域連合における情報セキュリティ対策の体系

鳥取県後期高齢者医療広域連合の様々な情報資源を守るため、以下のような規程をもって体系的にセキュリティ対策を実施します。これらを総称して、「鳥取県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシー」といいます。

(1) 鳥取県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針

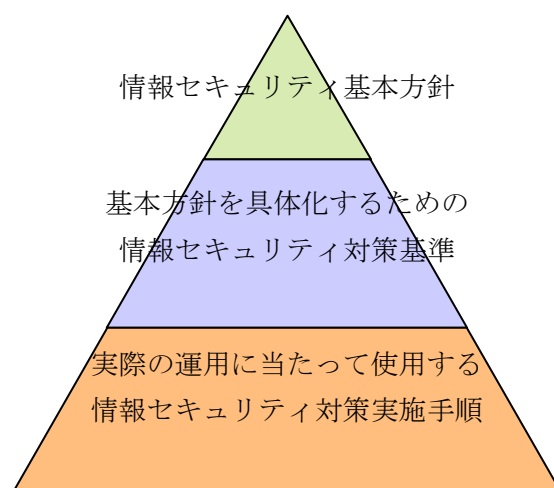
鳥取県後期高齢者医療広域連合のセキュリティに対する理念及び考え方を規定します。

(2) 鳥取県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準

基本方針を具体的に実現するため、事務処理及び各情報処理システム共通のセキュリティ対策を規定します。

(3) 鳥取県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ実施手順

情報セキュリティ対策基準に基づき、事務処理及び情報処理システムごとの具体的な情報セキュリティ対策を規定します。



4 職員等の義務

鳥取県後期高齢者医療広域連合の情報資源に関する業務に携わるすべての職員及び外部受託者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって鳥取県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負います。

平成19年 9月28日

鳥取県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 竹内 功